

国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則の改正部分の対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 細則第1号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成19年6月25日細則第16号 平成25年3月14日細則第8号 平成27年2月3日細則第1号 <u>令和元年7月30日細則第12号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則（平成16年規則第15号。以下「規則」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、学長選考等の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>(選考の公示)</p> <p>第2条 規則第5条第2項に規定する公示の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長候補者を選考する理由 (2) 選考の基準 (3) 任期 (4) 選考手続の概要 (5) 選考日程 (6) その他 <p>2 前項の公示は、学内掲示板、鳴門教育大学ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び鳴門教育大学ウェブページ（以下「ウェブページ」という。）に掲示するとともに、電子メール又は文書により推薦資格者へ通知するものとする。</p> <p>(推薦資格者名簿)</p> <p>第3条 学長選考会議は、学長選考公示の日において、推薦資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 名簿は、意向調査実施日の前日（その日が休日に当たるときは、<u>学長選考会議が定める日</u>）まで所定の場所に備え付け、縦覧に供するものとする。</p> <p>3 推薦資格者は、前項の名簿に脱漏、誤載等があることを認めるときは、学長選考会議に異議を申し立てることができる。</p> <p>4 学長選考会議は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、正当であると認定したときは、直ちに名簿を修正する。</p> <p>5 学長選考会議は、規則第7条第3項に規定する推薦資格を喪失した者及び規則第9条第2項に規定する公示の日の翌日から意向調査の実施日の1週間前までに規則第7条第1項各号に掲げる職となった者があるときは、名簿を修正し、その旨を名簿の備考欄に記載するものとする。</p> <p>6 名簿の様式は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 細則第1号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成19年6月25日細則第16号 平成25年3月14日細則第8号 平成27年2月3日細則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則（平成16年規則第15号。以下「規則」という。）<u>第19条</u>の規定に基づき、学長選考等の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>(選考の公示)</p> <p>第2条 規則第5条第2項に規定する公示の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長候補者を選考する理由 (2) 選考の基準 (3) 任期 (4) 選考手続の概要 (5) 選考日程 (6) その他 <p>2 前項の公示は、学内掲示板、鳴門教育大学ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び鳴門教育大学ウェブページ（以下「ウェブページ」という。）に掲示するとともに、電子メール又は文書により推薦資格者へ通知するものとする。</p> <p>(推薦資格者名簿)</p> <p>第3条 学長選考会議は、学長選考公示の日において、推薦資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 名簿は、意向調査実施日まで所定の場所に備え付け、縦覧に供するものとする。</p> <p>3 推薦資格者は、前項の名簿に脱漏、誤載等があることを認めるときは、学長選考会議に異議を申し立てることができる。</p> <p>4 学長選考会議は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、正当であると認定したときは、直ちに名簿を修正する。</p> <p>5 学長選考会議は、規則第7条第3項に規定する推薦資格を喪失した者及び規則第9条第2項に規定する公示の日の翌日から意向調査の実施日の1週間前までに規則第7条第1項各号に掲げる職となった者があるときは、名簿を修正し、その旨を名簿の備考欄に記載するものとする。</p> <p>6 名簿の様式は、次のとおりとする。</p>

所属	職名	氏名	投票用紙交付	備考

(学長候補者の推薦)

第4条 規則第6条第3項に規定する推薦手続について、推薦資格者は、次の各号に掲げる様式を用いて、推薦代表者が所定の期日までに学長選考会議へ提出するものとする。

- (1) 別記様式第1号による学長候補者推薦書
- (2) 別記様式第3号による学長候補者調書
- (3) 別記様式第4号による主要業績
- (4) 別記様式第5号による所信表明書

2 規則第7条第1項第1号及び第2号に掲げる推薦資格者による学長候補者の推薦は、前項の規定による推薦又は次の各号に掲げる様式を用いた推薦のいずれか一方とする。

- (1) 別記様式第2号による学長候補者推薦書
- (2) 別記様式第3号による学長候補者調書
- (3) 別記様式第4号による主要業績
- (4) 別記様式第5号による所信表明書

3 推薦資格者は、学長候補者を1名に限り推薦することができる。

4 学長選考会議は、推薦書等の受理に当たり、適正に作成されているかどうか確認する。適正に作成されていない場合は、推薦書等を受理しない。

(第1次学長候補者の公表)

第5条 規則第8条第2項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び推薦書等をポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。

(学長選考会議委員が学長候補者となったときの取扱い)

第6条 国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議規則(平成16年規則第4号。以下「会議規則」という。)第2条第1号の学長選考会議委員は、学長候補の選考対象者となつ

所属	職名	氏名	投票用紙交付	備考

(学長候補者の推薦)

第4条 規則第6条第2項に規定する推薦手続について、推薦資格者は、別記様式第1号による学長候補者推薦書を用いて、推薦代表者が所定の期日までに学長選考会議へ提出するものとする。

2 推薦資格者は、学長候補者を1名に限り推薦することができる。

3 学長選考会議は、別記様式第1号の受理に当たり、適正に作成されているかどうか確認する。

4 学長選考会議は、合議により、学長候補者の推薦を行うことができる。

5 前項に規定する学長候補者の推薦に当たり、学長選考会議委員は、事前に学長候補者となりうる者を、別記様式第2号による推薦書を用いて学長選考会議へ提出するものとする。

6 学長選考会議委員による学長候補者の推薦は、第1項の規定による推薦又は前項の規定による推薦のいずれか一方とする。

(所信等)

第5条 規則第8条第1項に規定する所信等の様式は、別記様式第3号による学長候補者調書、別記様式第4号による主要業績及び別記様式第5号による所信表明書のとおりとする。

2 推薦された者が学長選考会議が求める所信等の提出に応じない場合、推薦された者は学長候補者を辞退したものとみなす。

(第1次学長候補者の公表)

第6条 規則第8条第2項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び所信等をポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(学長選考会議委員が学長候補者となったときの取扱い)

第7条 国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議規則(平成16年規則第4号。以下「会議規則」という。)第2条第1号の学長選考会議委員は、学長候補の選考対象者となつ

たときは、以後の学長選考会議に出席することができない。

- 2 会議規則第2条第2号又は第3号の学長選考会議委員は、学長候補の選考対象者となつたときは、学長選考会議の委員を辞任するものとする。

(意向調査の実施方法)

第7条 規則第9条第2項に規定する意向調査の実施方法は、学長選考会議が指定する日(以下「投票日」という。)及び場所(以下「投票所」という。)において交付された別記様式第6号による意向調査投票用紙(以下「投票用紙」という。)を用いて、投票するものとする。

- 2 意向調査は、第1次学長候補者の人数にかかわらず実施する。
- 3 推薦資格者が投票日に投票ができないときは、あらかじめ学長選考会議に別記様式第7号による学長選考意向調査不在者投票申出書を提出し、その承認を得ることにより、不在者投票を行うことができる。
- 4 前項の不在者投票は、次の各号により実施する。
- (1) 不在者投票は、所定の期間に投票委託者から交付された投票用紙を、自ら備え付けの別記様式第8号による学長選考意向調査不在者投票用封筒に密封し、投票委託者に寄託するものとする。
- (2) 学長選考意向調査不在者投票用封筒を寄託された投票委託者は、投票日に、投票立会人の面前において外封を解き、投票するものとする。
- (3) 投票委託者は、総務担当課長をもって充てる。
(投票立会人)

第8条 学長選考会議は、投票所に2人以上の投票立会人を配置する。

- 2 投票立会人は学内から選出するものとし、投票日の10日前(休日を除く。)までに本人に通知しなければならない。

(開票)

第9条 開票は、学長選考会議が行い、非公開とする。

- 2 前項の開票は、投票終了後、直ちに行わなければならない。
- 3 学長選考会議は、投票用紙に記載された学長候補者氏名等を審査し、得票数の確認を行う。
- 4 次に掲げる投票は、無効とする。
- (1) 第1次学長候補者が複数るとき。
- ア 所定の用紙を用いないもの
- イ 第1次学長候補者以外の者の氏名を記載したもの
- ウ 2人以上の氏名を記載したもの
- エ 第1次学長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名、敬称等を記載したものは、この限りでない。
- オ 第1次学長候補者のだれを記載したか確認し難いもの
- (2) 第1次学長候補者が1人るとき。
- ア 所定の用紙を用いないもの
- イ 可否のほか、他事を記載したもの
- ウ 可否のいずれか確認し難いもの
- 5 学長選考会議は、開票が終了したときは、直ちに開票結果を記録する。

(意向調査実施結果の公表)

第10条 規則第9条第2項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び得

たときは、以後の学長選考会議に出席することができない。ただし、第5条第2項の規定により学長候補者を辞退したとみなされたときは、この限りでない。

- 2 会議規則第2条第2号又は第3号の学長選考会議委員は、学長候補の選考対象者となつたときは、学長選考会議の委員を辞任するものとする。ただし、第5条第2項の規定により学長候補者を辞退したとみなされたときは、この限りでない。

(意向調査の実施方法)

第8条 規則第9条第2項に規定する意向調査の実施方法は、学長選考会議が指定する日(以下「投票日」という。)及び場所(以下「投票所」という。)において交付された別記様式第6号による意向調査投票用紙(以下「投票用紙」という。)を用いて、投票するものとする。

- 2 意向調査は、第1次学長候補者の人数にかかわらず実施する。
- 3 推薦資格者が投票日に投票ができないときは、あらかじめ学長選考会議に別記様式第7号による学長選考意向調査不在者投票申出書を提出し、その承認を得ることにより、不在者投票を行うことができる。
- 4 前項の不在者投票は、次の各号により実施する。
- (1) 不在者投票は、所定の期間に投票委託者から交付された投票用紙を、自ら備え付けの別記様式第8号による学長選考意向調査不在者投票用封筒に密封し、投票委託者に寄託するものとする。
- (2) 学長選考意向調査不在者投票用封筒を寄託された投票委託者は、投票日に、投票立会人の面前において外封を解き、投票するものとする。
- (3) 投票委託者は、総務担当課長をもって充てる。
(投票立会人)

第9条 学長選考会議は、投票所に2人以上の投票立会人を配置する。

- 2 投票立会人は学内から選出するものとし、投票日の10日前(休日を除く。)までに本人に通知しなければならない。

(開票)

第10条 開票は、学長選考会議が行い、非公開とする。

- 2 前項の開票は、投票終了後、直ちに行わなければならない。
- 3 学長選考会議は、投票用紙に記載された学長候補者氏名等を審査し、得票数の確認を行う。
- 4 次に掲げる投票は、無効とする。
- (1) 第1次学長候補者が複数るとき。
- ア 所定の用紙を用いないもの
- イ 第1次学長候補者以外の者の氏名を記載したもの
- ウ 2人以上の氏名を記載したもの
- エ 第1次学長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名、敬称等を記載したものは、この限りでない。
- オ 第1次学長候補者のだれを記載したか確認し難いもの
- (2) 第1次学長候補者が1人るとき。
- ア 所定の用紙を用いないもの
- イ 可否のほか、他事を記載したもの
- ウ 可否のいずれか確認し難いもの
- 5 学長選考会議は、開票が終了したときは、直ちに開票結果を記録する。

(意向調査実施結果の公表)

第11条 規則第9条第2項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び得

票数を学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(第2次学長候補者の公表)

第11条 規則第10条第3項に規定する公表は、五十音順の第2次学長候補者氏名を学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(面接等の実施)

第12条 規則第11条第1項に規定する面接等とは、第2次学長候補者による所信等の説明及び複数の学長選考会議委員による質疑応答により行う。

2 学長選考会議は、面接日の15日前(休日を除く。)までに第2次学長候補者に面接等の期日、場所を通知しなければならない。

(再選考の取扱い)

第13条 規則第14条第2項、第15条及び第18条第5項に規定する学長候補者の選考は、同第5条第1項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考のみによって行うものとする。

(最終学長候補者の公表)

第14条 規則第16条に規定する公表は、最終学長候補者氏名、選考理由及び選考過程を、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(学長再任の審査方法)

第15条 学長選考会議は、学長再任の審査に当たり、業務実績報告書を参考資料として活用することができるものとする。

2 規則第18条に規定する公表は、学長氏名、可否の理由及び選考過程を、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(学長解任の手続)

第16条 学長選考会議委員は、学長が規則第19条に規定する解任事由のいずれかに該当すると判断したときは、学長選考会議議長に学長の解任について申し立てることができる。

2～3 (略)

(略)

(学長解任決議の公表)

第18条 規則第20条に規定する公表は、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議がその都度定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月30日から施行する。

票数を学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(第2次学長候補者の公表)

第12条 規則第10条第3項に規定する公表は、五十音順の第2次学長候補者氏名を学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(面接等の実施)

第13条 規則第11条第1項に規定する面接等とは、第2次学長候補者による所信等の説明及び複数の学長選考会議委員による質疑応答により行う。

2 学長選考会議は、面接日の15日前(休日を除く。)までに第2次学長候補者に面接等の期日、場所を通知しなければならない。

(規則第14条第2項の取扱い)

第14条 規則第14条第2項に規定する学長候補者の選考は、同第5条第1項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考のみによって行うものとする。

(最終学長候補者の公表)

第15条 規則第15条に規定する公表は、最終学長候補者氏名、選考理由及び選考過程を、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(学長解任の手続)

第16条 学長選考会議委員は、学長が規則第17条に規定する解任事由のいずれかに該当すると判断したときは、学長選考会議議長に学長の解任について申し立てることができる。

2～3 (略)

(略)

(学長解任決議の公表)

第18条 規則第18条に規定する公表は、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示し、公表するものとする。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議がその都度定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

学長候補者推薦書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考会議議長 殿

推薦代表者
 所属・職名 _____
 氏名(自署) _____ 印
 推薦者
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印

学長候補者として、学長候補者調査、主要業績、所信表明書を添付の上、以下の者を推薦します。

(ふりがな) 学長候補者氏名 (年齢)	(歳)
現 職 名 (又は最終職名)	
連 絡 先 (学外者のみ記入)	〒 _____ (Tel. - -)
推 薦 理 由	

備考 所信表明書は任意とする。

私は、 <u>学長候補者として推薦されることに同意します。</u> 令和 年 月 日 氏 名 _____ 印
--

学長候補者推薦書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考会議議長 殿

推薦代表者
 所属・職名 _____
 氏名(自署) _____ 印
 推薦者
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印
 氏名(自署) _____ 印

学長候補者として以下の者を推薦します。

(ふりがな) 学長候補者氏名 (年齢)	(歳)
現 職 名 (又は最終職名)	
連 絡 先 (学外者のみ記入) ： <u>不明な場合は省略可</u>	〒 _____ (Tel. - -)
推 薦 理 由	

備考 本推薦書は、学長選考会議で学長候補者を選考する際の資料となることがある。

学長候補者推薦書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考会議議長 殿

所属・職名
氏名(自署) 印

学長候補者として、学長候補者調書、主要業績、所信表明書を添付の上、以下の者を推薦します。

(ふりがな) 氏名 (年齢)	(歳)
現職名 (又は最終職名)	
連絡先 (学外者のみ記入)	〒 (Tel - -)
推薦理由	

備考 所信表明書は任意とする。

私は、学長候補者として推薦されることに同意します。
 令和 年 月 日
 氏名 印

推薦書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考会議議長 殿

学長選考会議委員
氏名(自署) 印

学長候補者となりうる者として以下の者を推薦します。

(ふりがな) 氏名 (年齢)	(歳)
現職名 (又は最終職名)	
連絡先 (学外者のみ記入) ： <u>不明な場合は省略可</u>	〒 (Tel - -)
推薦理由	

備考 本推薦書は、学長選考会議で学長候補者を選考する際の資料となることがある。

別記様式第3号（第4条関係）

鳴門教育大学学長候補者調書

令和 年 月 日

(履歴事項関係)

ふりがな 氏名	男 女	生 年 月 日
		昭和 年 月 日 (歳)
現住所	(TEL)	
年 月	学 歴	
年 月	職 歴	
学位・称号		
専攻分野		
所属学会		
学会及び社会 における活動		
免許・資格等		
賞 罰		

備考 規格は、A4とする。

別記様式第3号（第5条第1項関係）

鳴門教育大学学長候補者調書

令和 年 月 日

(履歴事項関係)

ふりがな 氏名	男 女	生 年 月 日
		昭和 年 月 日 (歳)
現住所	(TEL)	
年 月	学 歴	
年 月	職 歴	
学位・称号		
専攻分野		
所属学会		
学会及び社会 における活動		
免許・資格等		
賞 罰		

備考 規格は、A4とする。

別記様式第4号（第4条関係）

主 要 業 績

氏名

(教育面)

(研究面)

(経営・管理運営面)

(その他)

備考 ※ 日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。
規格は、A4とする。

別記様式第4号（第5条第1項関係）

主 要 業 績

氏名

(教育面)

備考 規格は、A4とする。

主 要 業 績

氏名

(研究面)

備考 規格は、A4とする。

主 要 業 績

氏名

(経営・管理運営面)

備考 規格は, A 4 とする。

別記様式第5号（第4条関係）

所 信 表 明 書
(大学の運営に係る構想)

氏名

備考 ※ 学長就任後の抱負・所信を簡潔に記載してください。
日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。
規格は、A4とする。

別記様式第5号（第5条第1項関係）

所 信 表 明 書
(大学の運営に係る構想)

氏名

備考 規格は、A4とする。

第一次学長候補者が複数のとき

国立大学法人鳴門教育大学 学長選考意向調査投票用紙		学門学考印 大鳴大選の 立人育長議 国法教学会
投票日 令和 年 月 日（ ）		
第一次学長 候補者氏名	（印刷しておく）	可 否

， A 6 とする。

第一次学長候補者が複数のとき

国立大学法人鳴門教育大学 学長選考意向調査投票用紙		学門学考印 大鳴大選の 立人育長議 国法教学会
投票日 令和 年 月 日（ ）		
第一次学長 候補者氏名	（印刷しておく）	可 否

， A 6 とする。

第一次学長候補者が一人のとき

国立大学法人鳴門教育大学 学長選考意向調査投票用紙		学門学考印 大鳴大選の 立人育長議 国法教学会
投票日 令和 年 月 日（ ）		
第一次学長 候補者氏名	（印刷しておく）	可 否

備考 規格は， A 6 とする。

第一次学長候補者が一人のとき

国立大学法人鳴門教育大学 学長選考意向調査投票用紙		学門学考印 大鳴大選の 立人育長議 国法教学会
投票日 令和 年 月 日（ ）		
第一次学長 候補者氏名	（印刷しておく）	可 否

備考 規格は， A 6 とする。

別記様式第6

- 一 第一次学長候補者のうちから一人を上の学長候補者氏名欄に記入すること。
- 二 第一次学長候補者の氏名以外は記入しないこと。

備考規格は

別記様式第6

- 一 第一次学長候補者のうちから一人を上の学長候補者氏名欄に記入すること。
- 二 第一次学長候補者の氏名以外は記入しないこと。

備考規格は

別記様式第7号（第7条第3項関係）

不在者投票申出書

令和 年 月 日
国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議議長 殿
所属・職名 氏 名 印
下記の理由により、不在者投票を申し出ます。

別記様式第7号（第8条第3項関係）

不在者投票申出書

令和 年 月 日
国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議議長 殿
所属・職名 氏 名 印
下記の理由により、不在者投票を申し出ます。

学長選考会議 承認	投票用紙 交付	投票受付

備考 規格は、A4とする。

別記様式第8号（第7条第4項関係）

学長選考意向調査不在者投

学長選考会議 承認	投票用紙 交付	投票受付

備考 規格は、A4とする。

別記様式第8号（第8条第4項関係）

学長選考意向調査不在者投

票
用
紙
在
中

備考 規格は、長3とする。

別記様式第9号（第16条第2項関係）

学長解任申立書

令和 年 月 日	
国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議議長 殿	
申立代表者	学長選考会議委員 _____ 印
申立者	学長選考会議委員 _____ 印

下記の事由により、上記の者との連名で、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則第16条により国立大学法人鳴門教育大学長の解任について申し立てます。

解任事由（該当する事項に を付すこと。複数可）

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。（学長選考等規則第19条第1号）
- 職務上の義務違反があるとき。（学長選考等規則第19条第2号）
- 学長たるに適しないと認めるとき。（学長選考等規則第19条本文）
- 職務の遂行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化し、引き続き職務を行わせることが適当でないとき。（学長選考等規則第19条本文）

具体的内容について記述（※解任事由が複数ある場合は、解任事由ごとに記述するこ

票
用
紙
在
中

別記様式第9号（第16条第2項関係）

学長解任申立書

令和 年 月 日	
国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議議長 殿	
申立代表者	学長選考会議委員 _____ 印
申立者	学長選考会議委員 _____ 印

下記の事由により、上記の者との連名で、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則第16条により国立大学法人鳴門教育大学長の解任について申し立てます。

解任事由（該当する事項に を付すこと。複数可）

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。（学長選考等規則第17条第1号）
- 職務上の義務違反があるとき。（学長選考等規則第17条第2号）
- 学長たるに適しないと認めるとき。（学長選考等規則第17条本文）
- 職務の遂行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化し、引き続き職務を行わせることが適当でないとき。（学長選考等規則第17条本文）

具体的内容について記述（※解任事由が複数ある場合は、解任事由ごとに記述するこ

と。)

- 備考 1 規格は、A4とする。
 2 必要に応じて、関係資料を添付すること。
 3 申立には、代表者を含めて6名以上の署名、捺印を必要とすること。

別記様式第10号(第17条関係)

学長解任決議通知書

令和 年 月 日	
国立大学法人鳴門教育大学長 殿 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議の印 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議の印 </div> </div>	
国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則第17条の規定に基づき、学長解任決議通知書を交付します。 また、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則第20条の規定に基づき、文部科学大臣に貴職の解任について申し出ます。	
学長選考会議決議日	令和 年 月 日 (第 回学長選考会議)
決議内容	学長を解任する
<input type="checkbox"/> 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた。 <input type="checkbox"/> 職務上の義務違反があった。 <input type="checkbox"/> 学長たるに適しないと認めた。	

と。)

- 備考 1 規格は、A4とする。
 2 必要に応じて、関係資料を添付すること。
 3 申立には、代表者を含めて6名以上の署名、捺印を必要とすること。

別記様式第10号(第17条関係)

学長解任決議通知書

令和 年 月 日	
国立大学法人鳴門教育大学長 殿 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議の印 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国立大学法人鳴門教育大学 学長選考会議の印 </div> </div>	
国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則第17条の規定に基づき、学長解任決議通知書を交付します。 また、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則第17条の規定に基づき、文部科学大臣に貴職の解任について申し出ます。	
学長選考会議決議日	令和 年 月 日 (第 回学長選考会議)
決議内容	学長を解任する
<input type="checkbox"/> 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた。 <input type="checkbox"/> 職務上の義務違反があった。 <input type="checkbox"/> 学長たるに適しないと認めた。	

職務の遂行が適切でないため、本法人の業務の実績が悪化し、引き続き職務を行わせることが適切でないと認めた。

解任理由

備考 規格は、A4とする。

職務の遂行が適切でないため、本法人の業務の実績が悪化し、引き続き職務を行わせることが適切でないと認めた。

解任理由

備考 規格は、A4とする。